

当直員 各位

土浦簡易裁判所

夜間令状処理の流れについては「はじめて宿直をする職員の方へ」を参照

当直令状事務処理における留意点について

はじめに

第1 令状処理の重要性

逮捕や捜索、押収などの強制処分は、犯罪の早期発見や証拠収集・保全のため、その密行性・迅速性のもとで行われますが、これを受けた者にとっては、その基本的人権が侵害されかねません。そこで捜査機関による強制捜査の行き過ぎや濫用を抑制するため、中立・公正な立場の裁判官に令状発付の権限が与えられています。令状処理は一般の人々の生活に大きく影響するものであり、決して過誤が許されない仕事の一つです。そのため当直担当者にあっては、常にそうした意識を持ち、裁判官の適切・迅速な令状審査に適切に補助できるよう、真摯に令状事務処理に臨んでください。

第2 過誤防止（トリプルチェックとシステムの使用）

令状処理に当たっては、
 ①マニュアル等を参考すると共に、必ず令状の種別ごとに②チェック票を使用して当直員2名でダブルチェックを行い、さらに令状等の交付の際にも令状等の形式的記載事項について、
 読み合わせ(③トリプルチェック)を行ってください。

なお、当庁では、

1 一般令状について

で令状を作成します。

立件は手書きの「一般令状事件簿」に登載して立件します。

2 勾留状(接見等禁止決定、被疑者囲困弁護人選任を含む)については

で勾留状等を作成します。立件・事件番号の採番は同時処理されます。

なお、「勾留に代わる親類搭問」の作成については、「当直用手書き様式」を使って手書きで作成するか

データを入力し、ワードの差込印刷により作成します。（「勾留に代わる親類搭問」は、「一般令状事件簿」で事件番号をとります）。

の使用法については、
 マニュアル参照。この
 は最高裁のサーバメンテナンスなどで、
 が使えないときにも使用することがあります。

ので、これを使用してください。なお、当直で使用する書面の一部については刑事公訴係からおろす
 に手書き用の書面もありますので、それをコピーして使用することも可能です。

被疑者囲困選任請求事件関係の書面中、法テラスへのファクシミリ送信書や

当番弁護士関係の書類、要通訳事件の宣誓書等は、
 土浦では
 印刷できるようにしてあります。

では、
 留意点についても説明していますので参考にしてください。
 なお、被疑者囲困選任事務についても、令状処理と同様にダブルチェックをして処理を進めてください。ファクシミリ送信作業も2名で行ってください。また、転入された方で、初めて日直に入る場合には、事前に刑事公訴係で行う
 に関する事前研修を受けるようにしてください（所要時間約1時間）。

第3 その他

選挙に係る接見等禁止一部解除申立てに関する処理について



※なお、平成30年6月に被疑者国選弁護制度の拡大がなされた際、日直がある日に当直に備えおく [REDACTED] を作成しました。

これには、[REDACTED] が使えないときのツールの [REDACTED] の使用方法などが書かれていますので、必要に応じて、これも参照してください。

※本資料の中のチェック票の見本の記載の中に、「印押」を押捺する旨書かれているところがありますが、[REDACTED]

[REDACTED] 勾留請求書や接見等禁止請求書については、現在は、印押は押捺されていません。

また、令状についても、令和元年8月1日から印押の押捺が廃止されたので、現在では、当直で印押を押捺する事務はありません。

目 次

はじめに

ページ

第1 一般令状	5
1 受付	5
2 事件登録	6
3 令状請求書等の確認（主な注意点、過誤例）	7
4 令状作成	10
5 裁判官への連絡	14
6 発付、発付後の処理	14
第2 勾留	16
第3 接見禁止等請求	27
第4 勾留通知	30
第5 被疑者国選弁護人請求	32
第6 当番弁護士	33
第7 [REDACTED] 関係等	34

第1 一般令状（詳細は「令状関係事件処理要領 上・下」を参照）

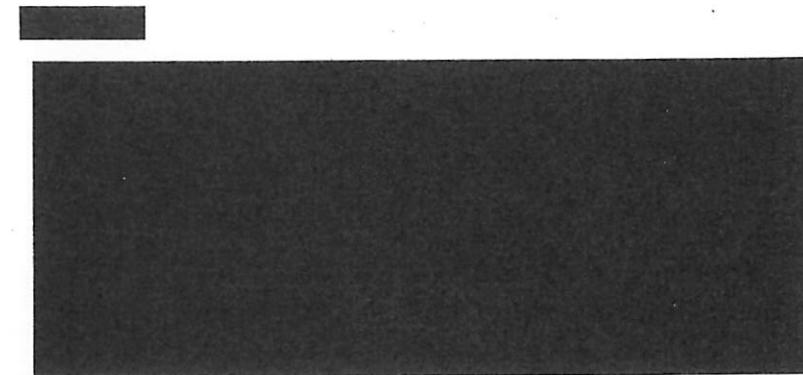
1 受付（刑訴規則139条1項、298条1項）

(1) 令状請求を受理した場合には、請求書原本の余白に「当直受付印」を押印し、認印する。受付印の種類は1つである（受付印は2つあるが、どちらも同じものである。欠ける部分がないように丁寧に押印する。）。

逮捕状請求の場合、請求者²が請求書副本1通を添付（刑訴規則139条2項）してくるので、副本についても、同様に受付印、認印を押し、請求書原本と同じ記載をする。なお逮捕状請求書の記載要件は刑訴法200条、刑訴規則142条、144条、157条の2参照

- ・ 受付をする際には、受付印の日付けを誤らないようにする。**日付けの変わ
る午前零時前後は臺注意（日付変わると「午前」）、また、午前零時を越え
て令状を発付するときの令状の発付の日付や有効期間の日付にも注意。**
- ・ 受付印の日付け等を誤った場合はその受付印を全部抹消し、その傍らに「誤捺抹消^①」して、新たに受付印を押す。
- (2) 緊急逮捕状の場合には、受付印に受付時刻を記入する。

「逮捕状請求書（乙）」の緊急逮捕状請求（刑訴法210条）は、既に被疑者を逮捕しているので、その逮捕の適法性についての事後の審査になる。逮捕後「直ちに裁判官の逮捕状を求める手続」が求められていることから、受付時刻の記載が必要となる。これ以外の一般令状では特に受付時刻の記入の必要はないが、記載しても誤りではない。またこの緊急逮捕状の場合には公安委員会の指定を受けない司法警察員、司法巡査も請求権を有している。



2 事件簿登載

バインダー式の土浦簡裁の「一般令状請求事件簿」に記入。

(1) 一般令状請求事件簿

- ・ 逮捕状請求書（甲）、逮捕状請求書（乙）、捜索差押許可状、検証許可状、鑑定処分許可請求、身体検査令状その他の一般令状を登載する。
- ・ 土浦簡裁の事件簿は「（る）第■号」の事件番号から始まる。（水戸地裁土浦支部の事件簿の場合は「（む）第■号」の事件番号から始まるが、現在は、前記の理由から備え付けていない。）

(2) 備考欄

- ・ 備考欄に「当直処理」と記載（ゴム印あり）（統計上必要）
- ・ 捜索差押許可状、検証許可状等の請求の場合で、同一の事件で同じ種類の令状請求が複数あった場合は、将来、返還された時に、それらを区別する必要があるので、捜索、検証すべき場所を記載し特定（例：被疑者方居室、○○事務所、トヨタプリウス等）。ただし、複数の自動車の場合はナンバーの記載のみで足りる。

1 ■■■■■のファイルです。

2 ■■■■「指定を受けた司法警察員名簿」があるので、該当する警察署欄に氏名があるかないか確認する。■■■■で登録されている氏名は、必ずしも指定を受けた司法警察員とは限らないので、ブルダウンリストに氏名があるからといってそのまま入力せず、必ず名簿を確認する。

- 合状の有効期間が通常の7日間（刑訴規則300条）と異なる請求の場合には、その期間（例：1か月、3か月、6か月）
- 合状の更新請求があり、以前に発付した合状が返還された場合には、返還された合状を発付した際の事件簿の当該返還された合状の備考欄に「平成〇〇年〇月〇日返還、平〇／〇／〇返還」等と朱書きで記載（合状の更新については、「合状関係事件処理要領」参照）

※ どの合状請求の場合でも、請求に来た警察官に「合状請求連絡先メモ」（合状請求事件簿に紐で結わえてあります。）を記入してもらうこと。

日付	警察署	携帯電話番号	交渉者	被疑者氏名	合状 電報 及び 書類	確認 青印 回数	現在時刻	連絡 時刻
平成20年7月2日	一社署	080-1234-5678	イワセ	松戸一華子	ガガ2	2	21:15	22:30

（3）結果欄

支給の準備ができたら朱捺消線を
引いて、時刻を記入してください。

撤回や却下の場合は、合状請求事件簿の結果欄の「発付」の文字を一線または二線で消して「撤回」「却下」と訂正し取扱者が押印する。

なお、却下した場合には、請求書原本に「本件請求を却下する。」旨のゴム印を押し、裁判官に記名押印（規則140条）してもらう（理由の記載も必要なので忘れないこと）。「却下」「撤回」の場合は請求書原本を合状請求に来た警察官に返還し、合状請求事件簿の「受領印」欄に合状請求に来た警察官に押印してもらう。

逮捕状請求の撤回や却下の場合も、逮捕状請求書副本は返さず、余白に「撤回」または「却下」と記入して、刑事訟廷係に引き継ぐ。

3 合状請求書等の確認（主な注意点）

（1）被疑者の身上関係の確認

戸籍謄本、戸籍の附票、身上調査照会回答書等の書類と合状請求書を対照

する。なお、合状請求が休日や深夜の場合、市役所等が休みのためこれらの書面が記録に添付されていないことも多い。この場合、被疑者の運転免許証や健康保険証などの謄本が記録に添付されている場合もある。それらがない場合には人定に関する検査報告書等を参考にする。

いずれにしても、被疑者の特定は重要な事項の一つであり、とりわけ、逮捕状の場合、被疑者の人定事項が明確でない場合（自称〇〇等）には、身体的特徴（年齢何歳くらい、身長何センチくらい、服装など）で被疑者を特定したり、被疑者の顔写真を逮捕状請求書に添付して特定する必要がある場合（例：被疑者氏名に「別添写真の男」を加入）もあるので、裁判官の指示を受ける。

（参考）被疑者の氏名等が外字等の場合があるので注意

「松」が「松」、「邦」が「邦」

「塚」が「塚」、「葛」が「葛」

似ている文字等

「通」と「道」

刑法239条「昏醉強盗」の「酔」と「睡」

建物侵入「〇〇が看守する」の「看守」と「看取」

（2）有効期間の確認

合状請求の場合、請求してきた有効期間が通常の7日間かどうか確認する。

なお、勾留状の有効期間は（初日不算入）7日間である（刑訴規則300条）、有効期間とは「その期間経過後は執行に着手できない期間」の意味である。（後記の勾留請求での勾留の期間は10日間であり、これは合状の有効期間とは異なり、「勾留することができる期間」の意味である。）

（3）夜間執行の有無

夜間執行の請求がある場合、検査差押許可状、検証許可状などについて

は、「この令状は、日出前又は日没後でも執行することができる。裁判官」の記載が必要になる。

また、当直室にはこの文言のゴム印も用意されている。この場合、「裁判官」の右横に裁判官に押印してもらえば良く、裁判官の記名のゴム印を押す必要はない。

なお、夜間執行の請求があったときには刑訴法116条（人の住居等が対象：車は原則対象外）、刑訴法117条（公衆が出入りする場所はこの夜間執行の文言が令状に付されなくても夜間でも捜索等可）を確認しておく。

(4) 被疑事実または犯罪事実の確認

要件事実の漏れ 例えば「住居侵入」事件で「正当な理由がなく」等の文言や「建造物侵入」事件で「〇〇が看守する」という記載が漏れていったりするので注意（当直室備付けの犯罪事実記載例に関する文献など参照）。

(5) その他（緊急逮捕状のチェック票を参照）

「逮捕状請求書（乙）」、いわゆる緊急逮捕の場合で、

- ・ 疏明資料中の「緊急逮捕手続書」中の「逮捕の年月日時、逮捕の場所、逮捕者、引致の年月日時、引致場所」の各記載と「逮捕状請求書（乙）」の各記載とが合致しているかどうかの確認
- ・ 「逮捕状請求書（乙）」の「2 逮捕の年月日時及び場所」の逮捕の日時と「3 引致の年月日時及び場所」の日時が、時系列的に「逮捕」されてから「引致」という時間の流れになっているかの確認
- ・ 同請求書の「5 引致すべき官公署又はその他の場所」欄に関して

既に「3 引致の年月日時及び場所」欄に警察署に引致した旨の記載があるので、この5の欄の記載がある場合は要注意。この5の欄は、逮捕はしたがまだ引致していない場合に記載する欄なので、既に引致している場

合には斜線押印（請求者の印）で削除する。

- ・ 請求書中の2や3の各欄の時間の記載で「午前」と「午後」の単純な誤記の場合もあるので要注意（見落としがち）
- ・ 請求書中の2「逮捕の場所」や3の「引致の場所」の記載（「〇〇警察署」だけ記載されている場合は、警察署の所在地も書かせること）が抜けたりする場合も多いので要注意

(6) 逮捕状の請求書の引用

逮捕状の作成は、当庁では [REDACTED] している。そのため請求書の記載が疎明資料と合致しているかを要確認。もし訂正等がある場合には請求者の請求印で訂正する。

持参していなければ裁判官の指示を受ける。

ちなみに「被疑事実」を令状に記載する必要があるのは、身柄を拘束する効力のあるもの（逮捕状、勾留状、観護状、鑑定留置状等）である。

4 令状作成

- (1) 逮捕状などの請求書の文言を訂正する場合は請求者の請求印で訂正する。
- (2) 共犯事件の被疑事実（犯罪事実）記載の留意点

共犯事件については、各種令状請求書1枚目に記載されている「被疑者」と、「被疑事実」や「犯罪事実」中の被疑者の表記記載が一致している必要がある。たとえばAほか2名（B、C）の3名の共犯事件の場合で、Aに対する逮捕状請求の場合、逮捕状請求記載の被疑者はAだけなので、被疑事実中の記載は、正しくは「被疑者（「A」）と入れない場合が多い。単に「被疑者」）は、B、Cと共謀の上」または「被疑者Aは、B、Cと共謀の上」という記載になる。以下の記載は例示であるが、いずれも誤りなので留意されたい。

- ・ 「被疑者 A は、被疑者（または「同」）B、C と共謀の上」
 - × （B は本件令状請求の被疑者ではないため誤り）
- ・ 「A は、被疑者 B、C と共謀の上」
 - × （A が本件令状の被疑者であり、B は本件令状請求の被疑者ではないため誤り）
- ・ 「被疑者 B は A、C と共謀の上」
 - × （B は本件令状請求の被疑者でない。A が本件令状請求の被疑者であるため誤り）

なお、被疑者の氏名が、「自称 ○○」の場合、被疑者の人定事項を特定するために、被疑者の顔写真を添付したほうが良い場合があるので、担当裁判官の指示を受けること。この場合、逮捕状や勾留状の被疑者の氏名欄や逮捕状請求書の氏名欄には、「自称 ○○（別添写真の男）」と記載する。

ちなみに勾留請求の場合で、勾留状に写真を添付する場合（勾留状の執行のために被疑者を特定する必要があるため）でも、その勾留質問調書には写真まで添付する必要はない。勾留質問調書の被疑者の名前欄には、「（別添写真の男）」とは記載しない（単に「自称 ○○」）。また、勾留質問調書は勾留質問のやりとりを公証するための調書なので、写真添付は不要である。

（顔写真を添付する被疑者の場合は、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]）

また、「自称 ○○」の被疑者が外国人の場合、
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED] 必要がある。
もし、[REDACTED] 場合は、勾留質問調書や通訳人尋問調書は書記官の印で訂正削除する。通訳料請求書は、削除すべき部分を二重線で抹消する（通訳人の訂正押印不要）。

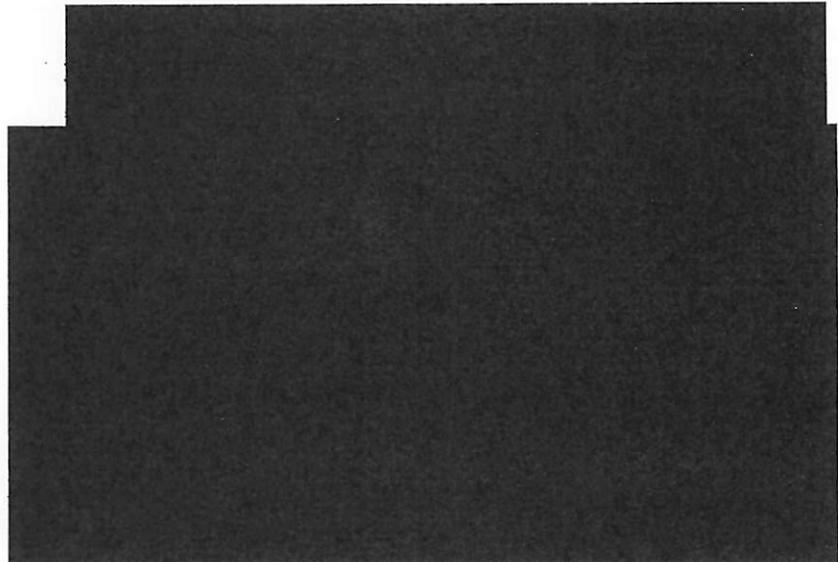
5 裁判官への連絡

(1) 警察から令状請求の事前の電話連絡を受けたときは、請求警察署、罪名、令状の種類（通数）、裁判所到着までの時間（到着予定時刻）等を確認する。

なお、

令状請求されることになっている。

例外として、別添の「当直における朝方の令状請求の取扱いについて（メモ）」を参照。



6 発付、発付後の処理

(1) 発付の際は、令状請求事件簿の「受領確認」欄に [] の受領印等をも
らうだけで足りるが、形式的な誤記や契印（刑訴規則 58 条 1、2 項、6
0 条の 2 第 1 項）漏れ等を防ぐために、必ず令状の形式的事項につき、ひ
とつひとつ読み上げ指しし確認をしてから交付する。

(2) 令状請求事件簿への記載(結果欄、備考欄)は前述(P.6)のとおり。

(3) 「逮捕状請求書謄本」やチェック票は [REDACTED]

[REDACTED] (以下、「ドッヂファイル」と言う。) の所定の箇所に綴つて保管し、当直明けに刑事訟廷係に引き継ぐ。

第2 勾留

1 勾留状、勾留質問調書等の作成・印刷

[REDACTED] を使って必要な書面を作成・印刷する。[REDACTED]

[REDACTED] を操作する場合に

は、当直予定日より前に、刑事訟廷係で個別に操作・練習をしてもらう。

2 勾留事務処理の流れ

(1) 檢察庁から前日の夕方に翌日の勾留請求の予定の連絡が入る。勾留請求の予定がない場合にも、その旨電話連絡が入る。

休日の前日が開序日の場合は、刑事訟廷係から翌日の令状担当裁判官に翌日の勾留請求の有無及び件数（うち外国人の件数）、事件名などを連絡する。

休日の前日が開序日の場合には、夕方頃に検察庁から翌日の勾留請求の有無などについて電話連絡があるので、その日の日直の者が直ちに翌日の令状担当裁判官に翌日の勾留請求の有無及び件数（うち外国人の件数）、事件名などを電話連絡する。もし、裁判官に連絡がつかなかった場合は、宿直の者を通じて翌日の日直の者まで引き継ぎ、令状担当裁判官から照会があった際に回答すること。

[REDACTED]

なお、裁判所に [REDACTED]

ことが多い。その際、[REDACTED]

ので、検察庁の記録送

付の帳簿用紙に受領印を押して、勾留請求書等を受け取る。

⁴ 当直室費庫 [REDACTED] という背表紙の緑色ファイル

(3) 準備（迅速処理のため）

土浦では、勾留請求に関する書類の授受は、受領、送付とも [] を通じて行う。

ア 日本語を解する日本人の被疑者の場合、[]

[] し、被疑者に記載してもらい、[] 持ってきてもらう。その際、①に基づいて勾留質問調書⁵の「勾留通知先」（刑訴法79条、207条、刑訴規則79条）に[]。もし、勾留質問の際に、被疑者が違うことを述べた場合には、その場で訂正なり削除をすればよい。

- ① 「勾留になった場合の通知等について」
 - ② 「国選弁護人選任請求書・資力申告書」
- 

イ 要通訳事件の場合

事前に通訳人から下記の①～④書面の該当箇所に記載してもらう（いずれの書面も[]）⁶。

5 勾留質問調書の記載例につき、P.24 以下参照

6 当直用手続き用紙のファイル中にある基本14言語の場合には、最高裁作成の当該言語と和文が並記された様式があるので、当該言語の場合にはそちらを使用すると被疑者に理解してもらいやすい。

7 過去に来たことがある通訳人の場合、[] ので事前に情報に変更がないか通訳人に確認する。情報がない通訳人の場合は、[] を記入してもらって、[] してから作成する。

① 通訳人出頭カード

② 通訳人尋問調書

③ 通訳人宣誓書

④ 通訳料請求書（2部）

なお、通訳料請求書には、フリガナが出力されているので、通訳人に署名をしてもらう。通訳人の氏名が長い場合にはフリガナが一部しか出力されないことがあるので、必ず全部出力されているか確認する。

通訳人は、[]

また、通訳人に、「被疑事実の要旨」のコピー（後で必ず回収）1部を渡しておく。勾留質問時に裁判官が「被疑事実の要旨」を読み上げた後、それを見ながら通訳するため。通訳人が外国人の場合で漢字や固有地名が読めないので、時間があれば読みにくい漢字には「ふりがな」をふって交付する（[]）。

なお、勾留質問の前に、最初に被疑者の前で通訳人に宣誓をしてもらうので、[] 宣誓書を通訳人に渡す（刑訴法175条、178条、166条、刑訴規則128条）。

※なお、勾留質問調書、通訳人尋問調書、宣誓書など、[]

3 その他外国人勾留手続きの場合の注意点

・準備するもの（上記第2（3）イ P.17…[] される。）

① 通訳人出頭カード

② 通訳人尋問調書

（③宣誓書とステープラで留める。書記官の認印による契印必要）

③ 通訳人宣誓書

(4) 通訳料請求書 2部

勾留担当裁判官に支給決定印をもらうのを忘れないこと（特に他庁からの填補の裁判官の時は要注意）。

通訳人に住所、職業、口座等に変更がないか確認する。

■ 通訳人の場合は、口座番号の欄の下の「（フリガナ）口座名義」の欄以外は印刷されるので、通訳人にはこの欄を記入してもらう以外は、請求者の欄の署名だけしてもらえば良い。■

■ 通訳人の場合には、通訳人に記入してもらった「通訳人情報聴取様式」（当直用 手書き様式 ファイルにある。）をもとに ■

■ 通訳料請求書を印刷するか、手書き用の様式の通訳料請求書を使用する（通訳人に住所、氏名、フリガナ、口座番号等を記入してもらい、1部作成してもらってから1部コピーするか、こちらで「通訳人情報聴取様式」をもとに作成して通訳人に記載内容に間違いがないか確認してもらってから1部コピーして、それぞれに署名してもらい、合計2部作成することも可能である。）。

なお、同一通訳人が同日に当裁判所で同一言語の複数の事件を通訳した場合は、通訳料請求書は事件ごとに作成するのではなく、一つの事件で2部作成すれば良い。ただし、この場合は、通訳料請求書のワードのプレビュー画面で通訳料の請求文言の「○○被疑事件について」の部分を「○○被疑事件等について」と訂正する。もし、通訳料請求書を印刷した後で訂正していないことに気が付いた場合には、手書きで「等」の字を挿入する形で書き加えれば良い（通訳人の訂正印は不要。）。

通訳料の ■ (通訳
■ をするので、通訳人
が勾留質間に立ち会った時間を「出頭カード」にメモしておく。

(重要)

- ・勾留質間に要した時間（勾留質問が始まって終了するまで）を①通訳人出頭カード上部にメモ的に記入しておくこと。
- ・通訳料の算定、報告事務で必要となるため。■

(領事館通報)

・ウィーン条約に基づく領事館通報を求められた場合や二国間条約により領事館通報を行う場合には、当直室備付けの「ウィーン条約締結国一覧表⁸」に基づき書面で通報する。

事前に警察署や検察庁で領事機関に通報している場合があるのでその場合には再度の通報は不要なので説明資料で確認しておく。

なお、二国間条約を締約している国の国民が被疑者で勾留された場合には、被疑者の要請希望の有無にかかわらず、通報を行う必要があるので、注意を要する（前記の当直室備え付けの「ウィーン条約締結国一覧表」に「◎」が付してある国である。）。勾留請求の前に警察署や検察庁で領事機関通報がなされていない場合には前記ファイルを参照して速やかに通報を行うこと。（郵送で通知書を送付すれば良い。その場合は、勾留通知用の切手を使うこと。）

(4) 勾留請求受付

必ず、受理時刻を請求書の受付印に記入すること。

※ 立件後、勾留請求書1、2枚目及び被疑事実の要旨をコピーしておく（点検や書記官の手控えとして使用できる。ドッジファイルに綴って、刑事訟廷係に引き継ぐこと。）。

(5) 作成

⁸ ■ 「ウィーン条約締結国一覧表—領事館通報一」というファイルがある。通達や公館リスト、各種様式等が収められている。

- 「別紙」や「・・の要旨」の文言が抜けていたり「被疑事実」が「犯罪事実」になっていたりするので要注意
- 「強制わいせつ」被疑事件等で被害者の氏名が「A 子」等秘匿になっている場合には、実名を出すかどうかについては裁判官に相談すること。

(6) 被疑者国選弁護人について

- 被疑者国選弁護人に関しては、平成30年6月1日から「被疑者に対して勾留状が発せられている」全ての事件がその対象になったので（刑訴法37条の2参照）、従前のように対象事件と非対象事件を見分ける必要はなくなった。したがって、被疑者から被疑者国選弁護人の請求があり、資力が50万円以上でなければ、選任手続を進めることになる。

（詳細は、「当直事務処理マニュアル 被疑者国選弁護制度 当番弁護士 私選弁護人選任申出」参照。）

被疑者国選弁護人候補指名通知依頼をした際に法テラスから裁判員裁判対象事件か否か聞かれたことがあるので（特に特別法違反の場合）、司法警察員の検察官への「送致書」に記載されている罰条・罰則を、作成した勾留請求書写しにメモしておくとよい。（当番弁護士の申出があった場合、「私選弁護人選任申出通知書」を作成する際に罰条を書く必要もある。）

の際にも、被疑者の氏名のありがなを入力する必要があるので、この送致書の記載や被疑者の供述調書等の検査記録を参考し、正確に入力する（特に被疑者国選弁護人指名通知依頼書に影響する。）。

- 勾留質問後、裁判官から勾留状を受け取ったら、チェック票に従って、裁判官の記名押印、契印（訂正箇所がある場合には訂正印）につき押印漏

れがないか確認すること。

- 被疑者が「住居不定」の場合、勾留状2枚目の勾留理由中に「1」が必要になるので記載する。住居欄が「不詳」や「自称」の場合には、裁判官の指示に従う。
- 勾留質問調書の記載例参考添付 P.24～

(7) 勾留状の交付（一般令状の場合と同じ）

交付時には、[] 勾留状の形式的記載の誤記（住所や氏名、生年月日、留置施設先など）や押印漏れ等を防ぐために、勾留状の形式的事項、押印、契印や訂正印につき指さし、声出し確認をし[] 確認すること。

確認後、[] に事件関係送付一覧に受領印等をもらう（もらい忘れに注意）。

(8) 勾留状のコピー

被疑者を勾留することになり、被疑者から要件が充たされた「国選弁護人選任請求書・資力申告書」が出された場合には、法テラス地方事務所（当直の場合は必ず「東京地方事務所」）に国選弁護人候補の指名通知依頼することになる。その際に「勾留状の写し」が必要になる。そのため「勾留状」をコピーしておくこと（必ず、裁判官が押印済みの原本から作成する。別紙被疑事実の要旨が複数枚ある場合にコピーのとり忘れに注意する。）。写しの3枚目（別紙 被疑事実の要旨）上部余白にかっこを付し、できれば太めのペン⁹で、被疑者の氏名を記載する（別紙被疑事実の要旨が複数ある場合には全てに記載する。）。受け取った法テラスで、ファクシミリ書面がバラバラになった場合にも分かるようにしておこうため（法テラスとの取決め事項）。

⁹ ファクシミリの送受信を繰り返すため、細いペンでは字が見えにくくなってしまうため。

(3) 検察官の取調べの際に述べたとおりです。

(4) 黙認

裁判官は、弁護人選任権を告げ、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ができる旨及びその申出先を教示し、また、国選弁護人選任請求権を告げ、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、わざわざ認め、茨城県弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示し、勾留した場合の通知先を尋ねたところ、

答：勾留通知先は

- ① 土浦花子（実母、住居地に同じ）、電話番号④③、携帯電話番号④③です。
- ② 茨城県土浦市④③ 1-2-3△△△△（届け主）、電話番号④③です。
- ③ 検察署からしてもらいます。
- ④ （勾留通知（先）は、）必要ありません。

（5）申し出のあった弁護士会（茨城県弁護士会）

吉浦事務機関へ通報してください。

吉浦事務機関への通報は必要ありません。（6）勾留質問室備付の印鑑印は「検察機関に通報することを要請しません」

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名捺印をいたしました。

被疑者

印

この手続きは、通訳人……………を介して行った。

前回同様

裁判所書記官

④④④④

（1）当番弁護士の申し出があった場合（手印あり）。なお、弁護士会への連絡は、私選弁護人選任申出書の様式を使用して通知する（茨城県弁護士会との取決め事項）。

（2）默認した場合や署名捺印できない場合は、次ページの「勾留質問調書記載例（緊急時バージョン）」参照。

（3）要通訳人事件で通訳人が立ち会った場合。

勾留質問調書記載例（緊急時バージョン）

被疑者の左手人差し指欠損等の場合

指印は、①左手人差し指②右手人差し指③その他の指の筋にさせる。

（注意） その他の指で指印させた場合には、どの指でさせたのかを認審上で明らかにしておく。

【調書記載例】

1 欠損

し、左手人差し指欠損のため右手人差し指及び
以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名捺印をした。

被疑者 ○○○○ 指印

2 負傷

し、左手人差し指を負傷しているため右手人差し指及び
以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名捺印をした。

被疑者 ○○○○ 指印

完全無効化の場合

【調書記載例】

相違ない旨質問したが黙認し、署名捺印を拒否した。

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名捺印をした。[

被疑者 (空欄)

難聴による場合

【調書記載例】

被疑者は、耳が聞こえず、口が聞けないため、本勾留質問は全て書面で質問し書面で答えさせた。

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名捺印をした。

被疑者 ○○○○ 指印

署名捺印ができない場合

【調書記載例】

たが、体の衰えのため署名捺印できないと申し立てたので署名捺印をさせなかった。

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名捺印をした。

第3. 接見禁止等請求

1 受付からの流れ

「勾留請求書」の右上に赤字で「接見禁止請求」とゴム印が押されてくる。

「勾留請求書」綴りの中に「接見禁止等請求書」が綴じられている。その1枚だけを一件記録から外す。残りの勾留請求書等は、紛失しないよう、疎明記録にステープラ等で綴じる。

勾留請求の場合と違って接見等禁止請求は受理時刻の記入は不要

最終的には「接見禁止等請求書」「接見等禁止決定原本」「被疑者への送達報告書」3枚をステープラで綴じ、検察庁には戻さないでドッジファイルに綴って、刑事訟廷係に引き継ぐこと（裁判所保管）。

2 「接見禁止等請求書」の内容確認

(1) 4つのパターンがある。

- ・「一般用」（日本人、成人—基本型）
- ・「少年の場合 親権者との接見等は除くもの」
- ・「外国人の場合 その国の領事官を除くもの」
- ・「外国人少年の場合 親権者及びその国の領事官を除くもの」

※「特定少年」の取り扱いについては [REDACTED] (令和4年3月28日時点)、令状担当裁判官の指示に従う。

(2) 請求書の中で接見等禁止の対象から除外されたものがいないか。

例えば、請求書に「1 接見の禁止（ただし、内縁の妻●●●●を除く。）」と記載されていれば、接見についてのみ内縁の妻を除くという請求ということになるので、対象から除外されたものがいないか [REDACTED]

(3) 水戸管内の取り決め事項

3 接見等禁止決定とその副本（3通）も [REDACTED]。

4 接見等禁止決定原本1通、副本3通、送達報告書1通が印刷される。副本2通はあとから事件関係送付一覧で「勾留状、疎明資料」と一緒に [REDACTED] に交付

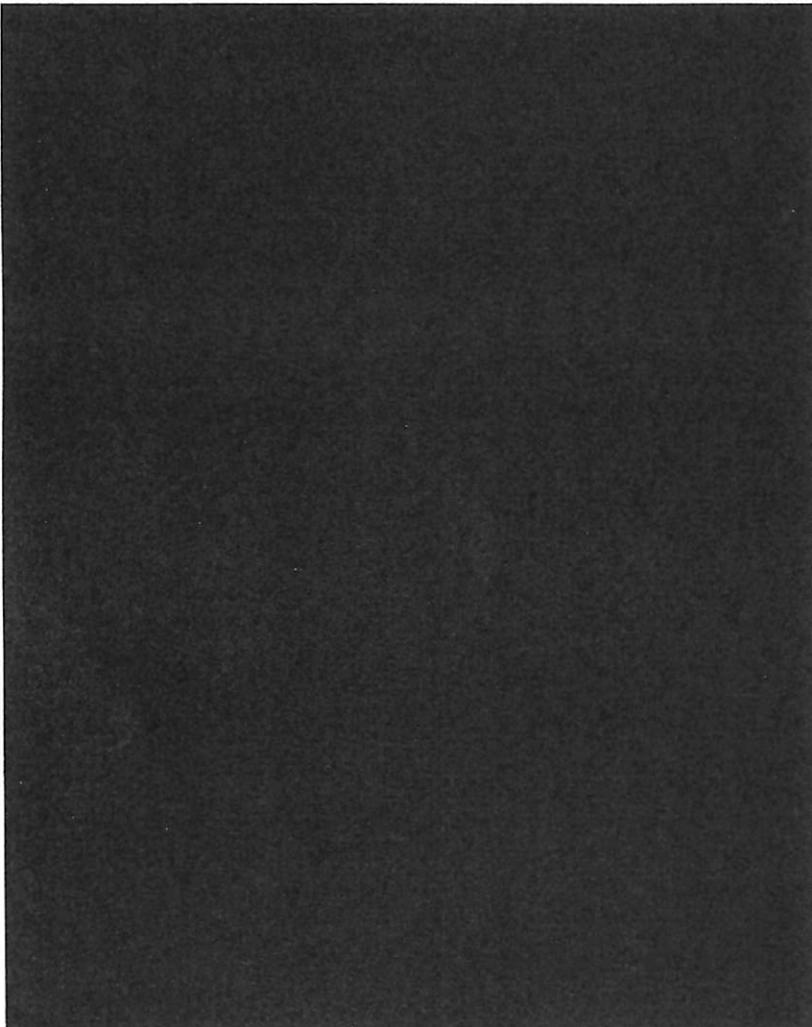


被疑者が送達を拒んだ場合には、当直明けに刑事訟廷係から特別送達で送るので、被疑者送達用の副本もドッジファイルに綴って刑事訟廷係に引き継ぐこと。

5 なお、裁判官に事前に勾留状の決裁をあげるときには、「勾留状」「接見禁止等請求書及び接見等禁止決定原本」、及びそれぞれのチェック票を疎明資料と一緒に裁判官にあげる。

6 上記2で述べたように [REDACTED] 「主文」のパターンがどれかその選択を求められるので、どのパターンなのか（一般用、少年、外国人、外国人少年）をよく請求書の内容等を確認すること。外国人の場合には [REDACTED] があるので注意する。

(1) 重語又以地圖的普通語便互通知

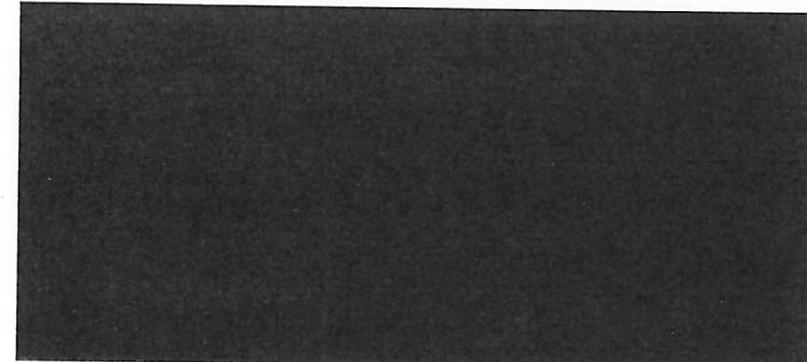


第四 约留通知（附录79条、规则79条）

(2) 電話での通知が不能である場合には、書面で通知するが、通知用の切手は
刑事訟廷係からおろされる

。封筒は裁判所からの通知であることがわからない
ように裁判所の名入りのものは使用しない¹⁸。

(3) 勾留通知の結果は、「勾留になった場合の通知先等」の「勾留通知」の欄
の該当箇所に□などをする。また、「勾留通知結果」に勾留通知をした相
手の氏名を記載し、「通知結果」の該当箇所に□などをする。それぞれの
書面は、刑事訟廷係のドッチファイルの所定の箇所に編てつする¹⁹。（詳細
は、「被疑者の勾留通知に関する事務処理方法の変更について」の「お知
らせ」と「事務連絡」を参照。）



¹⁸ 無地封筒は [REDACTED] ファイルの中にある。

¹⁹ 第2の3(4)で、勾留請求書及び被疑事実の要旨のコピーを作成したら、捨てずに、請求書、被疑事実、勾
留になった場合の通知先の順でステープラで絞じ、ドッチファイルに編てつする。

第5 被疑者国選弁護人選任請求（刑訴法37条の2、37条の3）

※チェック票を使用すること。

1

- (1) 国選弁護人候補指名通知依頼書
- (2) 国選弁護人選任書（同写し、及び請書を含む）
- (3) 国選弁護人選任通知書

を作成する。

上記書面に記載される事件番号は、（記）番号及び勾留事件番号。

詳細は、「当直事務処理マニュアル（被疑者国選弁護制度 当番弁護士
私選弁護人選任申出）²⁰参照

- 2 上記1以外の法テラス等への「ファクシミリ送信書（法テラス東京の電話番
号も記載されている。）」や後記第6「当番弁護士」関係の書類も

[REDACTED]
参照

3

- 4 引継ぎは、引継一覧表を使用し、必ず現物を目視しながら確実に行う。

[REDACTED]
勾留請求がされるまでは進行させる事務はないの
で、「上訴申立書等記録簿で「記」の番号を立てて記録の表紙を作るだけ
で良いが、それ以外の記録は、事務処理のどの段階まで進行しているのか必
ず確認し、その後の事務処理を確実に行うこと。

※被疑者国選弁護人選任事務の処理に当たっても、必ずダブルチェックをすること

²⁰ ④ [REDACTED] にも添付してある。（背表紙の緑色のファイル。）

第6 当番弁護士（参考資料として「当番弁護士制度と被疑者国選弁護制度との関係」ファイルがあります。）

逮捕されてから起訴までに被疑者が1回に限り無料で利用できる「弁護士会」の当番弁護士による接見等の弁護活動のサービス。

ただ、被疑者が被疑者国選弁護人の選任請求をした場合で、被疑者の資力が50万円以上あるという内容の「国選弁護人選任請求書・資力申告書」を提出している場合には、この当番弁護の申し出を「私選弁護人選任の申し出」（刑訴法37条の3 私選手続の前置）があった扱いにしている（刑訴法31条の2）。

その後、この「私選弁護人選任の申し出」に対応して被疑者に接見を行った弁護士が受任しなかった場合には、被疑者の留置施設から弁護人が受任しなかった旨の「不受任」通知書が裁判所にファクシミリされる。あるいは弁護士会から「不在」通知書がファクシミリされる（刑訴法31条の2第3項）。これらの場合には、資力が50万円以上ある場合でも、被疑者国選弁護選任請求の要件である私選前置の要件が充たされたものと解し、裁判所は法テラスに国選弁護人候補指名通知依頼をすることになる。

詳細は、本日配付した「当直事務処理マニュアル 被疑者国選弁護制度
当番弁護士 私選弁護人選任申出」の14ページを参照

第7 [REDACTED]

1

2

(1)

(2)

3 [REDACTED]

²¹ ボタンを押してから実際にスタートするまでに結構時間がかかるので注意。

4

5

茨城県警察署管轄図（次ページ。ホームページから）

22 [] のファクシミリについても同様に、当直明けには必ず取り忘れないか確認してください。複合機は、トレイの間に受信したファクシミリ文書が出てくるため離席中にファクシミリを受信した場合等は、



※つくば中央署とつくば北署は統合して、つくば警察署となった。

大変気付にくいので、のぞき込むようにお願いします。

